

総社市選挙管理委員会告示第31号

総社市選挙公報の発行に関する規程（平成17年総社市選挙管理委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

令和元年8月5日

総社市選挙管理委員会委員長 永田智康

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示、追加項及び様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）を当該移動様式に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改正後	改正前
<p>(掲載文の申請) 第2条 略 2 略 3 <u>第1項に規定する原稿用紙に記載した掲載文及び写真は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方法で作られる記録をいう。以下同じ。）によることができる。</u> (掲載文の記載等) 第3条 <u>掲載文は、無彩色で記載し、又は記録しなければならない。</u></p> <p>2 原稿用紙の写真欄には、文字等を記載し、又は記録してはならない。 3 原稿用紙の氏名等の欄は縦書きで記載又は記録することとし、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第86条の4第1項又は第2項の規定による候補者の届出書に記載した氏名（公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第89条第5項の規定により通称の認定を受けた場合においては、当該通称）のほか、住所、職業、所属党派名、</p>	<p>(掲載文の申請) 第2条 略 2 略</p> <p>(掲載文の記載) 第3条 <u>掲載文は、活字、ペン又は毛筆を用いて、黒色の色素で記載しなければならない。</u> 2 原稿用紙の写真欄には、文字等を記載してはならない。 3 原稿用紙の氏名等の欄は縦書きで記載することとし、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第86条の4第1項又は第2項の規定による候補者の届出書に記載した氏名（公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第89条第5項の規定により通称の認定を受けた場合においては、当該通称）のほか、住所、職業、所属党派名、年齢及び</p>

改正後	改正前
<p>年齢及び生年月日を記載又は記録することができる。</p> <p>4 掲載文は、通常使用する漢字、片仮名、平仮名、数字、アルファベットの文字、振り仮名（氏名等の欄中の氏名又は通称に付するものに限る。）、句点、読点、かぎ、括弧その他の記号、符号及びけい線並びに図画、図表、イラストレーション及びこれらの類によって記載又は記録することができる。</p> <p>5 掲載文に図画、図表、イラストレーション及びこれらの類を記載又は記録しようとする場合においては、それらの部分に係る面積の合計は、当該候補者が原稿用紙に掲載文を記載又は記録できる面積のおおむね2分の1を超えてはならない。</p> <p>6 略 （掲載文の訂正）</p> <p>第4条 委員会は、前条の規定に違反して記載又は記録した掲載文の申請があったとき、又は文字等が著しく小さくその他印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認めるときは、候補者に対し、当該文字等の記載又は記録の訂正を求めることができる。</p> <p>2 略 （掲載文の修正及び撤回）</p> <p>第5条 略</p> <p><u>2 第2条第3項の規定を適用して掲載文の申請を行った候補者が、前項に規定する掲載文の修正を行う場合は、修正した掲載文を含む、当該申請時において提出した全ての電磁的記録を提出しなければならない。</u></p> <p><u>3 第1項の規定による修正又は撤回の申請は、条例第3条第1項による申請期限までにしなければならない。</u></p> <p><u>様式第1号（第2条関係）</u> （別紙のとおり）</p> <p><u>様式第3号（第5条関係）</u> （別紙のとおり）</p>	<p>生年月日を記載することができる。</p> <p>4 掲載文は、通常使用する漢字、片仮名、平仮名、数字、アルファベットの文字、振り仮名（氏名等の欄中の氏名又は通称に付するものに限る。）、句点、読点、かぎ、括弧その他の記号、符号及びけい線並びに図画、図表、イラストレーション及びこれらの類によって記載することができる。</p> <p>5 掲載文に図画、図表、イラストレーション及びこれらの類を記載しようとする場合においては、それらの部分に係る面積の合計は、当該候補者が原稿用紙に掲載文を記載できる面積のおおむね2分の1を超えてはならない。</p> <p>6 略 （掲載文の訂正）</p> <p>第4条 委員会は、前条の規定に違反して記載した掲載文の申請があったとき、又は文字等が著しく小さくその他印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認めるときは、候補者に対し、当該文字等の記載の訂正を求めることができる。</p> <p>2 略 （掲載文の修正及び撤回）</p> <p>第5条 略</p> <p><u>2 前項の規定による修正又は撤回の申請は、条例第3条第1項による申請期限までにしなければならない。</u></p> <p><u>様式第1号（第2条関係）</u> 略</p> <p><u>様式第3号（第5条関係）</u> 略</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

（選挙公報掲載申請書）

年 月 日

総社市選挙管理委員会
委員長 様

年 月 日執行
選挙

候補者 ①
連絡先
電話() 番

選挙公報掲載申請書

選挙公報に掲載を受けたいので、総社市選挙公報の発行に関する条例第3条第1項の規定により次のとおり申請します。

- 1 掲載文 別添のとおり
- 2 写真 別添のとおり

様式第3号（第5条関係）

（選挙公報掲載文修正申請書）

年 月 日

総社市選挙管理委員会
委員長 様

年 月 日執行
選挙

候補者 ①
連絡先
電話() 番

選挙公報掲載文修正申請書

年 月 日付けで申請した選挙公報の掲載文を修正したいので、修正した掲載文を添えて申請します。